

平成 30 年第 6 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第 3 号～ 5、報告第 1 号）を除く

平成30年第6回教育委員会会議

1 日 時 平成30年3月27日（火） 15時30分～16時16分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	山 根	直 樹
庶務係員	田 中	将 太
庶務係員	山 本	裕 奈
学校教育部長	引 地	秀 美
学事係長	穴 田	卓 也
学事係員	藤 田	慎一朗
学校相談支援担当係長	廣 田	豊
教職員担当部長	檜 田	英 樹
教職員課長	藏 田	忠 朗
服務・人事制度担当係長	根 尾	毅
人事係員	坂 本	諒 平
調整担当部長	佐 藤	伸 二
中央図書館長	前 田	明 寿
調整担当課長	石 田	建 志
図書・情報館担当係長	淺 野	隆 夫
総務課長	宮 地	宏 明
庶務係長	國 方	大 翼
書 記	洞 内	亮

4 傍聴者 2名

5 議 題

議案第1号 札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

- 議案第 2 号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案
- 議案第 3 号 教職員に対する懲戒処分について
- 議案第 4 号 教職員に対する懲戒処分について
- 議案第 5 号 教職員に対する懲戒処分について
- 報告第 1 号 損害賠償請求事件に係る和解成立について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成30年第6回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と石井知子委員にお願いいたします。

本日は、長田正寛委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がございました。

本日の議案第3号から第5号は人事に関する事項、報告第1号は訴訟に関する事項です。

教育委員会会議規則第14条第2号及び第5号の規定により公開しないこととしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第3号以降は公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

○長岡教育長 それでは、議事に入ります。

議案第1号の札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案です。
事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習部長

議案第1号は、札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案についてです。

札幌市教育委員会行政組織規則は、教育委員会事務局等の組織や各課が所管している事務分掌等について定めている規則です。平成30年度職員定数・機構の査定結果に伴い、中央図書館の事務分掌について一部改正が必要であることから、本規則案を提出するものです。

まずは、機構改革の主な内容についてご説明させていただきます。

お手元の青いインデックスの資料4の部機構等に係る編成表をご覧くださいと思います。

表の左側が現行の平成29年度の機構図で、右側が30年度の新しい機構図となります。

1枚おめくりいただきまして3ページ目が中央図書館のものです。

3ページ目の三角の印がついている表の左の利用サービス課情報化推進担当係長は、図書館電算システムの運営管理や開発を担当してきましたが、図書館全体を見渡す開発コンセプトの構築や統一的な運営管理を行っていくため、運営企画課へ移管することといたしました。

この変更に伴い、今度はインデックスの新旧対照表をご覧ください。

これまで利用サービス課の(3)にあった「電算事務の統括調整に関すること」を削除し、運営企画課の(7)に「図書館等の情報化推進に係る事務の総括調整及び機器等の整備に関すること」を加えております。

以上のとおり、平成30年度の事務分掌について、本案のとおり行政組織規則を改正してよろしいか、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○長岡教育長 ありがとうございます。

ただいま、議案第1号についての説明がありましたけれども、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○池田委員 これは、以前は電算事務ということでしたが、近年の情報機器やICTなどの発展、進歩に伴って、業務が少しずつ拡大してきているということ

なのでしょうか。

実際に、これまでの位置づけでは少しずつカバーし切れなくなってきた業務の内容への対応と実質的にそういうことが起こっていて、それへの対応というふうに理解してよろしいのでしょうか。

それとも、これが変わったことによって、今後、これまでよりも新しく、少し幅の広い業務が増えていくということでしょうか。

○生涯学習部長 新たに図書・情報館を10月にオープンしますが、図書・情報館は、利用サービス課ではなく、運営企画課にぶら下がる形になります。

図書・情報館のほうも、図書館電算システムの部分では大きく依存する部分がありますので、今まで、基本的に利用サービス課は中央館と絵本図書館で、運営企画は地区館の運営を行うという形でしたが、それを一括にまとめて情報課の関係を統括するという考え方です。

○池田委員 わかりました。

○長岡教育長 ほかにありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 ないようですので、議案第1号については、説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり決定することといたします。

【議 事】

◎議案第 2 号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

○長岡教育長 続きまして、議案第 2 号は、札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案であります。

事務局から説明をお願いいたします。

○中央図書館長

議案第 2 号は、札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案です。

本年10月 7 日の開設を目指している札幌市図書・情報館について、必要な規則の改正をするものです。

内容につきましては、2 月 7 日の当会議で、会議外案件としてご説明をさせていただきました開館時間等の関係となっております。

お手元の資料、インデックスで、比較表となっております「札幌市の図書館開館時間等 比較表」をご覧くださいませ。

まず、開館時間ですが、土・日・祝につきましては、中央図書館及び地区図書館が 9 時15分から17時までとしております。これに対しまして、図書・情報館は、近隣住民が多く利用している地区図書館などと異なりまして、市内全域から交通機関を用いての来館が多く想定されるなど、都心の施設特有の利用傾向に基づきまして、開館の時間帯をおおむね 1 時間後ろにシフトさせ、10時から18時までとしたいと考えております。

また、現在、中央図書館では、平日ですと、学校や仕事が終わってからも利用していただけるよう 20 時までの開館としておりますが、図書・情報館はビジネスパーソンなどの利便性を考慮いたしまして、朝、夜ともに時間を延長し、9 時から 21 時までの開館といたします。

次に、休館日の関係であります。中央図書館と同じく、第 2、第 4 水曜日を、それぞれ施設点検、図書整理のための休館日といたします。また、年末年始の 12 月 29 日から 1 月 3 日も休館といたします。

なお、既存の図書館で、毎年 15 日間程度休館して行っている蔵書一斉点検がありますが、I C タグによる蔵書管理を図書・情報館に導入することから、この効果により、これらのための休館日は特に設けず、毎月の休館日の中で行うことと考えております。

以上が、まず、1 点目の変更、追加項目であります。

次に、インデックスの「新旧対照表」の 2 ページ目をご覧ください。

黄色のマーカーをしているのが追加の部分であります。

これは、図書・情報館にある図書等の資料につきましては、市民の皆さんが、いつ来館してもその全てを十分に閲覧できるよう、館内で利用していただくこと

とし、貸し出しは行わないこととしたいと考えております。

なお、他の本市図書施設の図書等の資料につきましては、大通駅構内にあるカウンターと同様の機能を図書・情報館内にも設置いたしまして、予約貸し出しや返却を受けることにより、利用者の利便を図ることとしたいと考えております。

以上、図書館条例規則の一部を改正する規則案に関して、開館時間と休館日の関係、それから、図書・情報館の図書館資料については貸し出しをしないという2点についてご説明いたしました。

○長岡教育長 ありがとうございます。

議案第2号 図書館条例の規則の一部を改正する案ですけれども、質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○阿部委員 質問と確認になるのですが、開館の時間について、図書・情報館は通常の中央図書館や地区図書館と違って、利用するのは属性がビジネスパーソンということでした。もし小学生や中学生、高校生等が利用した場合について、図書・情報館は平日は21時までの開館時間になっていると思うのですが、そのあたりは、どなたが利用してもこの時間まで利用ができるという状況なのでしょうか。

○中央図書館長 図書・情報館の目指すコンセプトの特性として、ビジネスパーソンという方々を想定しているのですが、当然、一般市民の方々、その中には、今、阿部委員がおっしゃったように、学生なども含まれると思います。

今回定めさせていただく開館時間につきましては、施設としての開館時間になっておりますので、どのような方が利用されても、この時間帯の中にご利用いただくということになるかと思えます。

○阿部委員 あまり考えなくてもよいのかもしれませんが、例えば、小学生が1人で来てこの時間までいるというのは現実的ではないと思うのです。そのあたりは、ここには載っていないけれども、この館内の中でのルール決めみたいなものは何かあるのですか。

○中央図書館長 そのあたりの運用につきましては、これからいろいろと詰めていきたいと思っております。今、委員からご指摘いただいた点も含めて、これからさらに検討して準備を進めていきたいと思えます。

○阿部委員 わかりました。お願いします。

○長岡教育長 ほかにありますか。

○佐藤委員 恐らく、既にご説明されて、私が聞き漏らしているのだと思いますが、改正部分の(3)、新旧対照表の2枚目の黄色いマーカーがけをしていただいたところですが、一般の図書館と図書・情報館の項を別にする理由はどこにあるのですか。

○中央図書館長 図書・情報館につきましては、図書資料の全般について、貸し出しをしないことといたします。

一般的な図書館は、当然、貸し出しを前提とした図書施設となっておりますが、図書・情報館は、一般的な図書館とその点が大きく異なりまして、図書資料を貸し出さないことを原則といたしますので、そういうところで分けております。

○佐藤委員 第15条の1項は、一般の図書館の規定ですね。

○中央図書館長 はい。

○佐藤委員 ここも館長が特に認めた場合を除き、個人貸し出しはしないという条項ですね。

○中央図書館長 はい。

○佐藤委員 同様に、2項のほうも同じく個人貸し出しをしないということで、違いは電子書籍であるものについては、この限りでないということが情報館と一般の図書館の違いということになりますか。

○中央図書館長 そういう意味では、この1号から4号で、一般的な図書施設は、一番顕著なものとしては2号とか3号の辞典類や辞書類、郷土資料等の関係で、いわゆる貸し出し禁止というものが既にあります。

今までも、そういう特殊なものについて、一般的な図書館では貸し出しをしておりますが、図書・情報館につきましては、全ての蔵書について原則貸し出し禁止という形にさせていただいております。

○佐藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○長岡教育長 ほかにありますか。

私から1点あります。

これは、今後の推移を見極めていただきたいと思います。中央図書館は平日の閉館の時間が20時、地区図書館が19時、図書・情報館が21時ということです。図書館施設の中で帯が三つあるのですが、そのあたりは市民の方々が混乱する可能性が出てきますので、一応運用をしてみて、終わりの時間が適切かどうか、今後、見極めていっていただくことを希望いたします。よろしく申し上げます。

○中央図書館長 そういたします。

○長岡教育長 ほかにありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第2号については、提案どおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 では、議案第2号については、提案どおり決定することといたします。

次は議案第3号になりますが、以降は公開しないことといたしますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

以下 非公開

